

育愛会 札幌東豊病院における感染対策のための取り組み

育愛会 札幌東豊病院では、患者様及び全職員、面会などで来院された方々を医療関連感染から守り、安全で安心な医療環境を提供するため、以下の対策に取り組んでいます。

■医療関連感染対策に関する基本的な考え方

当院では感染予防に対して、下記のような基本事項に則り、最新のエビデンスをもとに作成された「感染対策マニュアル」を遵守し、常に標準予防策に基づいた医療行為を実践します。図らずも病院感染が発生した場合には、速やかな原因究明と対策立案・実施により、感染の拡大防止と収束に努めます。

1. 院内感染対策組織に関する事項

感染対策活動を推進するための情報の集約および改善策の決定・評価など、感染予防対策に関する最高決定機関として「院内感染対策委員会（ICC）」を設置しています。また、感染対策に関する問題点を把握するため週1回の院内巡回（ラウンド）を行うほか、様々な情報を収集、問題点を把握し、改善策を迅速に講ずるなど医療関連感染対策活動を担う部署横断的な実践集団として「感染対策部門」を組織し、「感染制御チーム（ICT）」と「感染対策実務委員会」がその中心的役割を果たしています。

2. 職員研修についての事項

職員個々の医療関連感染対策に関する知識と技術の向上を図るため、職員研修（全職員を対象とする研修会・講習会を年2回以上開催）を実施しています。

3. 医療関連感染発生状況に関する事項

院内の感染症に関する情報は主としてICTに集約されます。ICTは、医療関連感染の早期発見と拡大防止のため、感染症流行発生の動向や耐性菌の分離状況などの情報を継続的に監視しています。その情報を「感染対策部門」および「院内感染対策委員会」に報告し、随時、職員に提供するとともに、必要に応じて感染対策の周知や指導を行います。

4. 医療関連感染発生時の対応に関する事項

医療関連感染発生時には、院内感染管理者の指示のもと「感染対策部門」のICTと協働して、速やかに発生の原因を究明するとともに、改善策を立案・実施します。また改善策の実施状況・結果は「院内感染対策委員会」に報告すると同時に、「感染対策部門」及びリンクスタッフを通じて全職員へ周知します。

5. 抗菌薬適正使用に関する事項

感染症治療・予防のために使用される特定の抗菌薬・抗真菌薬等について、最大の治療効果を得、また有害事象（副作用や薬剤耐性菌の出現）を最小限にとどめることを目的に、特定抗菌薬の適正使用の管理・推進を行っています。

6. 職員健康管理に関する事項

職員の医療関連感染を防止するため、一部の感染症については免疫状態を確認した上で、要すればワクチン接種を積極的に実施するとともに、職員は定期健康診断を年1回以上受けるなど、日頃から自身の健康管理に留意しています。

7. 地域の医療機関との連携に関する事項

当院では、令和4年より「感染対策向上加算2」の施設基準を充たし、NTT東日本札幌病院と連携し感染対策に取り組んでいます。

8. 患者様・ご家族の皆様へのお願い

感染対策上、待合室や診察室、病室などの変更、手洗いや手指消毒、マスクの着用などをお願いすることがあります。加えて、ご面会希望の方の体調を確認させていただいたり、状況によってはご面会を制限させていただくことがあります。

9. 患者様への情報提供に関する事項

医療関連感染対策に関する情報は、その概要を院内掲示やホームページ上、一斉メール等により公開するとともに、お申し出があれば、ICT及び「感染対策委員会」が対応します。

